

令和２年 教育委員会第３回定例会 会議録

日 時 令和２年２月25日（火）

午後３時01分～午後５時17分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 １ 議案

【子ども総務課】

（１）議案第３号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」

【指導課】

（１）議案第４号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

（２）議案第５号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」

第 ２ 協議

【文化振興課】

（１）千代田区指定文化財の指定について

第 ３ 報告

【子ども総務課】

（１）令和２年第１回区議会定例会の報告

【子ども支援課】

（１）令和２年４月保育園等入園二次審査結果

【指導課】

（１）いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（令和２年１月）

（２）令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果

第 ４ その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（３月５日号）掲載事項

【子育て推進課】

（１）住民監査請求について

【文化振興課】

（１）図書館の利用制限について

【地域保健課】

（１）新型コロナウイルスの対応について

出席委員（５名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子

教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（12名）

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纓片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉
千代田保健所長	渡部 裕之
地域振興部副参事	大塚 立志
文化振興課長	永見 由美
文化振興課係員	山田 将之

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長	それでは、定刻になりましたので、本日、教育委員会定例会を開催いたします。 まず、開催に先立ちまして、傍聴の方がお見えになった場合には許可をするという方向で、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。 本日、教育委員さんの出席は全員でございます。 署名委員は、俣野委員にお願いをいたします。
俣野委員	はい。
坂田教育長	本日の議事日程をちょっとご確認いただきたいのですが、議案がございまして、協議事項が1件ございます。協議の事項で、指定文化財について、文化財担当が地域振興部のほうからお見えになっております。そして、一番下に新型コロナウイルス対策、これは喫緊の課題でございますが、この関係

で、保健所長にも本日ご出席賜っております。もう一点が、それにかかわって図書館の利用制限ですね。これは新コロナの関係もあるということです。ということで、文化振興課長と担当副参事にも来ていただいています。

議事の順番について、まず文化財のことを最初にご協議いただいて、その後、新型コロナウイルスの対応についてということをして2番目にしたいと。その後、頭から順次、協議をするということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

◎日程第2 協議

文化振興課

(1) 千代田区指定文化財の指定について

坂田教育長 それでは、早速でございますが、協議事項、千代田区指定文化財の指定についてということで、文化振興課さんからの提案をお願いいたします。

文化振興課長 文化振興課でございます。お手元の資料、千代田区指定文化財の指定についての資料をご準備ください。

文化振興課からの協議事項でございます。千代田区として、文化財の指定について、本年2月5日の千代田区文化財保護審議会におきまして、審議会会長から教育長へ、今川小路共同建築文書について、令和2年度の千代田区指定文化財として指定することが適当である旨の答申を受けましたので、本日、ご協議をお願いするものでございます。

具体的に説明いたします。

今川小路共同建築関係文書という共同建築に関する文書でございます。平成29年と令和元年に千代田区教育委員会に寄贈となり、千代田区立日比谷図書文化館文化財事務室で保管している資料でございます。

年代は、大正13年から昭和3年のころのもので、今川小路の場所は、現在の神保町三丁目、俎橋を渡ったところに、現在、専修大学の新しい校舎が建築中ではありますが、その付近で昭和初期に共同建築された今川小路共同建築の関係文書となります。

資料の具体的な内容、指定理由等は、本日、同席させていただいております文化財係学芸員の山田よりご説明申し上げます。

文化振興課係員 山田と申します。よろしく願いいたします。座ってお話をさせていただきます。

改めまして、ご報告させていただきます。

今回、令和元年度の千代田区新指定答申いただきました文化財ということで、先ほど課長のほうからご紹介させていただきました今川小路共同建築関係文書というものを、今回、33点、指定するものとして答申をいただきました。

内容については、今川小路共同建築については、こちら先ほど課長からございました、一般的には九段下ビルというふうに言われたもので、平成24年には、もう取り壊されてしまっているものになります。こちらが建築された大正12年以降の関係の資料というものが、区民の方からご寄贈いただきまして、建築段階から最後、建築して、それから金額を支払うまでの一連の流れを示す文書群ということになっております。

そうした一体の資料において、今回、特に指定ということでなっておりますのは、種別としては有形文化財の古文書。また、その指定基準につきましては、「古文書類のうち歴史上若しくは学術上又は区の文化史上重要なもの」、それから、「区の歴史や文化に関係があり、とくに重要なもの」、この2点において、今回の指定基準に該当しているというような判断となっております。

こちらの指定理由ということになりますが、大きく2つの理由が提示されております。1点目といたしましては、「震災復興事業に関する市民所有の資料としての区内の歴史を示す資料的価値」という点になります。こちらのほうをまとめて申し上げますと、関東大震災後の都市の復興事業ということが一つ、千代田区の歴史の中で重要な事案といたしますか、研究対象になっております。その中で、基本的には関東大震災にかかわる歴史を示す資料というものは、主に復興を主導した国であったり、あるいは都であったり、そういった資料のもとに研究されることが多いのですけれども、今回は、市民側が持っていた資料ということで、これまでに類例がない資料であるということで、その希少性という点で評価をされております。

2つ目といたしましては、共同建築にかかわる資料という点になります。項目としては、「共同建築に係る東京の都市形成の実態を示す資料としての希少的価値」ということになりますが、こちらは、千代田区史というところからは一歩外れまして、もう少し大きい視点で、関東大震災からの都市の復興の中で、いわゆる1つのやり方としてあったのがこちらの共同建築というやり方になります。その共同建築に関する資料というものに関しまして、実は、ほとんど見つかっていないということで、実は、共同建築の実態を示す資料というものは、今、現在の段階では、この九段下ビルに関する資料のみが発見されているような状態となっております。そうしたことも踏まえまして、こちらの共同建築にかかわる貴重な資料であるということが評価されまして、今回の文化財指定の2つ目の理由として挙げられております。

私のほうからは、簡単になりますが、以上となります。よろしく申し上げます。

坂田教育長
文化振興課長

はい。ありがとうございました。

本件につきましては、次回の教育委員会で議案としてご提出をさせていただく予定でおります。よろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ということでございまして、今回は協議、次回、指定を教育委員会の中ですという段取りでございします。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

金丸委員。

金丸委員

この文化財が非常に価値の高いものだとは非常によくわかるのですが、大前提をちょっと教えていただきたいのですが、千代田区では古文書という場合には、何をもって古文書としているのかをお教えてください。

坂田教育長

はい。どうぞ。

文化振興課係員

では、私のほうから回答させていただきます。

一般的に、現在、効力の発生しているものについては、文書、いわゆる公文書というような言い方をします。古文書と言われるものは、基本的には、現在、効力を発効していないものという形になりますので、今回のものに対しては、いわゆる共同建築に関しての資料としては効力を発揮していないので、古文書ということになっております。

今回の資料に関しては、共同建築というものに関する一連の建築から、それから支払いまでという、文書に関する書類というのが一連で残っているため、今回は、歴史資料というよりも有形文化財の関連の文書であるということで、今回、古文書ということになっております。

金丸委員

もう一点だけ。

坂田教育長

はい。お願いいたします。

金丸委員

ということは、現在効力がなければ、例えば、去年できた文書でも古文書にはなってしまうと、こういうことになるのでしょうか。

坂田教育長

はい。どうぞ。

文化振興課係員

はい。そちらは、解釈として非常に難しいのですが、我々の理解からしますと、基本的にはそういうような分類で把握をしております。つまり、効力がなくなってしまった場合、それは一括で古文書という形になるのですが、いわゆる古文書の定義に関しては、いろいろと分かれているところがございます。例えば、近代以前ですね、近代も含めてなのですが、いわゆる戦前に関しては、一律、古文書という言い方をするというふうに定義をする方もいらっしゃいますし、先ほど私が申し上げたように、効力を発揮しなかったら、もう既にそれは全て古文書だということで捉える場合もあるということです。余りしっかりと定義づけがされていないわけでは無いのですが、一般的に考えられているのは、今申し上げたものの併用になります。

特に重視されるのが、基本的には効力を失った文書であるということと、戦前以前の文書であるということとを合わせまして、古文書という形になっております。

坂田教育長

よろしいでしょうか。

これは、場所はわかりますよね。今、専修大学が建っているところですね。

ほかにごございますでしょうか。

文化振興課長 坂田教育長 文化振興課長	あと、2件ご報告があります。 はい。どうぞ。 千代田区の指定文化財で、三谷家の螺鈿棒の修理と、あと、同じく三谷家の資料で画帳があるのですが、そちらのほう、修理が必要ということで、審議会の先生方に諮問いたしまして、1つ、三谷家の螺鈿棒、貝殻が張ってある五月人形の飾りなのですが、そちらのほうは、答申をいただきまして、修理に値するというので、来年度、修理をさせていただきます。 それから、同じく三谷家の画帳なのですが、こちらのほうは、先日の文化財保護審議会のほうで諮問をいたしまして、来年度第1回目の文化財保護審議会のほうで答申をいただく予定で、来年度また修理をさせていただく予定でおります。 以上2件、ご報告させていただきます。
坂田教育長	はい。ということで、既に区の指定を受けているものですね、これに修復が必要だということでの専門家の意見として、修復すべきだろうということでございまして、1つは、螺鈿棒という、貝殻を張りつけた虹色のものですね。画帳にはどのような絵が描かれているのでしょうか。
文化振興課係員 坂田教育長	絵の内容は、いわゆる有名な書家書いた動物などの絵です。 はい。著名な方の絵画だそうです。それがスケッチブックに張ってあるだけなので、傷みが出てくるので、それを修復するというございます。 ということではよろしいでしょうか。はい。 という報告でございます。 ほかにございますか。担当課長からありますか。
文化振興課長 坂田教育長	以上でございます。 はい。 それでは、この件につきましては、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。
文化振興課長	ありがとうございました。

◎日程第4 その他

地域保健課

(1) 新型コロナウイルスの対応について

文化振興課

(1) 図書館の利用制限について

坂田教育長	それでは、新型コロナウイルスの対応ということにさせていただきたいと思えます。2件目です。 このところ、ウイルスの、例のクルーズ船の問題から発して、市中まで拡大をしつつある状況です。その感染をいかに防ぐかということで、今回、国の方針が出ましたけれども、私ども、とりわけ子ども施設、学校施設にかかわる対応ということで、具体的にどうしたらいいのかなと、今、苦慮して
-------	---

千代田保健所長

おります。その中で、政府の方針も出たところで、保健所長にも本日ご参加
いただいて、昨今の動向と今後の国としての対応、あるいは地域としての対
応というところをまず共通認識にもちたいということで来ていただきました
ので、ご説明を賜りたいというふうに思っています。

はい。ありがとうございます。千代田保健所長の渡部でございます。教育
委員会の皆様には、いつも大変お世話になっております。私からは、新型コ
ロナの発生状況と区や国の対応状況について、概略をご説明させていただきます。

資料につきましては、色刷りのもの、これは昨日、政府の専門家会議の資
料をまとめたものでございます。

その前に発生の状況についてでございますけれども、約1カ月前、1月24
日に都内で中国湖北省武漢市から観光で来られた方が都内で1例目、国内で
は2例目ということで、診断されました。それ以降、十数名の方が中国から
来日されて、日本国内で診断がついたというケースが続きましたけれども、
その後、その方からの二次感染事例、例えばバスツアーでのバスの運転手さ
んやガイドさんが診断され、またそういった事例、これをクラスターという
ある程度まとまった集団といいますけれども、クラスターが幾つか続きました。
さらに、その後、先週半ばぐらいは、国内での感染事例は60名程度だっ
たのですけれども、3連休が明けて、直近の数字としては120名を超える数
字が国内で感染をした事例として把握されております。都内では32例。タク
シー会社の新年会を屋形船でした事例で、十数名の方が把握されております
けれども、そのほかは、ぽつぽつと感染源、どうやって感染したのかがわか
らない事例というのがふえてきておりますし、しばしば最近報道されてお
りますのは、北海道でかなり広域的に発生していて、かつ、児童・生徒など
を含む、学校の教育現場での患者の把握というものが確認されている状況
です。

病気の特性としては、後ほど触れますけれども、高齢者や基礎疾患、糖尿
病ですとか、免疫異常などのある方への重症化、死亡例というのが認められ
ておりますけれども、これは昔、発生したSARSウイルスの際もそうでし
たけれども、比較的若い世代には、それほど重症化しないという特徴がござ
います。しかしながら、数がふえてくれば、低い確率ではあるけれども、そ
れなりに健康被害が出てくることが想定されます。

昨日の専門家会議では、先ほど教育長からもお話がありましたように、国
内で感染が一例一例追える状況が大分難しくなってきたと。誰がどのように
感染しているのかがわからない状況が、地域的にも差はありますけれども、
ふえてきているという中で、これからの相談や医療の体制のかじを切ってい
く必要があるだろうということでの専門家の意見を聴取したものでござい
ます。

専門家会議の後に見解というものが公表されておまして、見解自体は2
ページから5ページまで4枚ほどつけてございますけれども、その概略をま

とめたポイントを1枚目にお示ししております。

1点目、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にある。これから一、二週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際であると。右下に図がございまして、横軸が時間軸で、国内侵入防止を一生懸命やっていた時期から感染が拡大し、それを防止する、重症化を防止するという時間軸に対して、患者の発生が急速ですと、山も大きくなるし、医療体制への負担も大きくなるということで、これを何とか遅らせよう、あるいはサイズを小さくしていこうというのが今現在の段階というふうに考えております。

感染症予防の観点からは、今現在は、感染症法に基づく指定感染症という位置づけで、全ての方にPCRという遺伝子の検査を行って、感染症指定医療機関に入院していただくという手続をとっているのですが、これがこれ以上拡大するようであれば、全数に検査をする必要もなく、また全員の方に入院していただく必要もなく、症状が軽い方については自宅での静養をしていただくということが勧められるというふうに考えております。一方で、心配だからといって、すぐに医療機関を受診すると、そこでのクラスターの発生、集団発生が懸念されますので、そういった正しい受診行動の周知といったものも必要というふうに考えております。

これからのとるべき最大の目標は、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡者を減らすというふうに、医療体制についても切りかわっていくものと考えております。

また、昨日のこの専門家会議を踏まえて、きょうの2時過ぎに政府のほうで基本方針というものが出されました。基本的にはこの専門家会議での意見を踏襲されたものでございますが、医療体制、相談体制について、かじを切っていくということです。認識としては、いわゆるインフルエンザのような飛沫感染、接触感染であり、例えば、教室の端から端のほうに移る、伝播していくというような空気感染は考えにくいということです。また、致死率にしても、いわゆる重篤な感染症に比べれば明らかに低いけれども、まだまだ季節性のインフルエンザよりはハイリスクな疾患であるというふうに捉えているところです。

それから、イベント等、人の集まりに関して、政府として一律に自粛を要請するものではないけれども、感染の広がりや会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討することを求めるというような書き方になっております。

新型コロナウイルス感染症に関して、概略は以上でございます。

はい。ありがとうございました。

そうですね、対策本部会議が開催をされ、基本方針が国から出されました。ただ、この教育関係といいますか、子どもの施設、子ども関係については、その具体的な指摘は余り特段なくて、やはり現状、注意しろということと、不要不急な集まりはやめなさいということ。そして、また学校で発生してしまったときに、休校なり、あるいは、その学校だけではなくて、その地

坂田教育長

域の学校全てを休校にするところまで射程に入れてもいいだろうというような方針。それが、都道府県を通じて、私どものほうにこれから来るという段階です。しかし、現場の事情は、そんな悠長なことはやってられないというところがございますので、まずは、ただいまの保健所長からの国、都の動向、昨今の日本の罹患状況等ございましたけれども、ご質問等ございましたら。金丸委員、お願いします。

金丸委員 多分、今の状況だと、実際にはわからないから答えられないのでしょうけれども、実際にウイルスが入ってしまったという場合に、それに有効な薬はないわけですね。

坂田教育長 そうですね。

金丸委員 そうすると、入院、受診しようとしまいと、結果としては何もできないという状況は変わらないのか。

千代田保健所長 重症化しても、ウイルスをやっつける薬がまだないわけですがけれども、一方で、抗インフルエンザ薬とか、幾つかの、ウイルスを退治する薬を試されている状況があるというふうには報道されているところでし、対症療法になりますけれども、全身の管理、人工呼吸管理も含めてですけれども、これらによって改善を図っていくということが現状の医療です。

金丸委員 はい。ということは、実際には今試している段階で、これがきくというところまで行っていないので、逆に言うと、それが出てこない、具体的な対処ができないということに多分なるのだらうと思うのですね。そうすると、ここで、この表の中で、流行のピークを下げると書いてあるけれど、どうやったら下げられるのかが素人には全くわからない。私がマスコミや何かで聞いている限りでは、1年半ぐらいたったらそれなりの薬ができてくるだろうと言っていますけれど、それができるまでは結局だめだとすると、流行を下げても、長く状況が続けば、結果として患者は同じぐらいにふえてしまうというふうに理解してしまうのですけれど、こういうところが間違っているのですよということがあれば、教えてください。

千代田保健所長 はい。今、一生懸命にやっているのは、集団感染、集団発生を極力抑えるということで、例えば、先ほどの例でいいますと、新年会の屋形船で十数名が見つかったというお話をさせていただきました。実際には、そのイベントには200名ぐらいが参加、かかわっていたということが地元の保健所の調査の結果からわかり、全員に対して検査をしています。したがって、百八十数名の方の陰性を確認したわけですがけれども、そこから今度、二次感染、三次感染、四次感染といった広がり、そこで一旦は断つことができたということで、これによって立ち上がりを少しでも遅くしていくという取り組みでございます。

坂田教育長 はい。まずは、感染者をふやさないということですよね。検査の体制も、今のところ、そう容易ではないわけですね。

千代田保健所長 はい。今、インフルエンザのように、鼻の奥の粘膜をとって検査するというようなキットはまだ開発されておきませんので、PCRという遺伝子検査

金 丸 委 員

を全例に行っていますが、なかなか、数もキャパシティーを超えてくる状況の中で、今、一生懸命開発を進めているところだとは思います。

坂田教育長

もう一点、よろしいでしょうか。

金 丸 委 員

はい。金丸委員。

あと、先日の報道によると、一旦、罹患した人が治って、また再発になるのか、新たな罹患なのかは知りませんが、なったというような情報が出ていますけれども、そうすると、一旦、体に入って治っても、抗体ができるわけではないというふうに考えることになるのでしょうか。

千代田保健所長

いえ。一般的には、一旦感染すると、その抗体ができて、しばらくはかからないというのが通常です。その例が、恐らく国内の例ではなかったのだらうと思います。中国での事例でしょうか。ちょっとその辺は、情報の信頼性については、まだまだ確かでないかなというふうには思っています。

金 丸 委 員

もう一点は、ごく普通の庶民としての感覚からすると、結局のところ、自分がかかったということを知らないで動いて、人に移しているというのが基本だと思うのです。そういう人間を抑えるということは、人間の行動自身を全部抑えないと、無理ではないかと。実際には、そうやって動かないで、もう自分が罹患したのだということがわかったら、その人も動かないでしょうから、実は、行動を抑えるというのは、わからない状態の人間が移さないようにするために、何らかをしなければいけないのだということになるのではないかというふうに思うのです。そうすると、一体、そのためにどういうアナウンスをして、どういうことを皆にやってもらったらいいかということがもし何かあれば、教えてください。

千代田保健所長

今、それこそ働き方を見直す中で、発熱しても職場に行くというようなことは避けて、きちんと休養をとるのだということをしっかり徹底していく必要が、これは新型コロナの対策のほかにも、インフルエンザの流行を抑えるという意味でも効果がありますし、そういったことはしっかりアナウンスしていく必要があるかなと思っています。

金 丸 委 員

それに関連してなのですが、昨日ですか、北海道庁のほうでは、道の教育委員会とともに、毎日、保護者に朝と晩と体温をはからせて、一定の熱が出たら、そこで学校に行かせない。かつ、休むことについては、公休にして欠席扱いをしないという通達を多分出していると思うのです。出す予定だというのは、きのうの段階でしたけれども。そういうのは極めて有効だと考えたほうがいいのでしょうか。

千代田保健所長

確かにそのとおりだと思います。

坂田教育長

はい。サーモカメラというのは、そう一般的にはないものなのですか。

千代田保健所長

はい。なかなか、今の季節、外から入ってきて、建物の中ですぐにはかっても、発熱者をきちんと把握できなかつたりするようで、技術的には限界があるというふうには聞いています。

坂田教育長

ほかに、この関係でご質問等ございましたら。

中川委員。

中 川 委 員 これからの一、二週間が急激な拡大に向けて進むか、収束できるか、瀬戸際だというのであれば、検査体制をもっとしっかりしたほうがいいのかなというのは思うのですけれども。その下に、感染予防の観点から、全ての人に新型コロナウイルスの検査をすることは有効ではないというふうに書いてあるのですけれど、これは、有効ではないというのはどういうことなのかなと思いました。全ての人に新型コロナウイルスの検査をすることはできないというふうに書いてあるのですけれど、そこができなくても、もしかかっている人がいた場合、どうなってしまうのだろうというのが不安です。軽症者を見つけて、家にいるようにしてもらおうといっても、軽症者を見つけるには、やはり検査をしないとわからないのではないかなというふうに、素人には思いました。

それで、PCR検査というのが、今のところ、すごくできるところが限られているというのですけれども、一部の方の話では民間でもできるという話があって、地域の診療所でできるようにしたらいいのではないかということとか、保険をきくようにしたらいいのではないかという話が出ていました。それで、国の指針というのは出ているのですけれども、やはり地域でもって最終的に判断してくださいということが出ているようなのですが、千代田区の保健所長として、自治体が柔軟に対応してくださいというときに、どの程度やっていただけるのかなと思っております。というのは、医師が検査したいと言って保健所に相談しても、濃厚接触ではないと検査できないということで、コロナウイルスに感染したかどうか、検査を受けられないのでは分らず、非常に不安になるのではないかと思います。

千代田保健所長 確かにおっしゃるとおりです。いわゆる季節性のインフルエンザのように、医療機関、診療所で簡便に検査ができて、すぐに結果がわかるという体制になるのが望ましい状況で、今、それを全力で開発しているというふうには聞いています。それまでの間、遺伝子を調べるという、半日ほどかかる検査を全国都道府県の衛生研究所というところが実施していて、民間では、これは、今現在はやれていません。ということで、キャパシティにも限りがあって、今、ちょっとでも熱が出た人を全数やるという状況ではないということで、重症化していないケースにおいては、検査を省略して、自宅で静養していただく。それによって、多くが軽快・治癒しているということが大分わかってきたので、それを今の過渡期においては優先させるという対応です。

坂 田 教 育 長 はい。
ほかにございますか。
金丸委員。

金 丸 委 員 1点だけ教えてください。
要するに、例えば、先ほどの話の続きなのですからけれども、とりあえず熱が出たら学校に行かないというふうにしたときに、その子がもし仮にコロナウイルスに罹患していたという状況の中で、治ったという判断自身ができるの

	かどうか。できないとすると余り意味がなくて、要するに、熱が下がったら、もう出席しても大丈夫だろうと、要するに、ウイルスは持ったまま出てくる可能性も十分あるなという感じもするのですが、その辺はどのようなのでしょうか。
千代田保健所長	まだまだその辺の知見が不足していて、インフルエンザであれば、解熱後2日であるとか、そういった登校の基準などが設けられる、その辺はもう少し症例が蓄積することで、ある程度の基準というのが出されるとは思っています。
坂田教育長	長崎委員はいいですか。
長崎委員	子どもが熱を出した場合に、普通は、この時期だったらインフルエンザを疑うではないですか。医療機関にかかって、インフルエンザで陰性が出たとなったら、それはインフルエンザのお薬は出ないわけですね。それで、おうちに帰って、熱がなかなか下がらなくて、でも、4日下がらないと、さらにコロナの検査はしてもらえないということなのですか。
千代田保健所長	はい。専門の外来を受診して、今は検査をする体制にはなっています。
長崎委員	4日間、熱が出たままは苦しいと思うのですけれども。
坂田教育長	はい。先週かな、学校医の総会というのがございまして、そこに顔を出して、区内の状況とかを聞いてきた経緯があるのですけれど、子どもは感染をするのですが、発症する率が相当低いというようなことを、その先生方は中国のほうのお仲間と連絡をとって聞いたようです。重症化しにくいと。しかしながら、発症しないもので、ウイルスは持っていて、普通に遊んでいる。したがって、ウイルスをばらまいている可能性は相当高い、みたいな話がありました。専門家の知見としてもそのとおりなのですか。
千代田保健所長	はい。そのとおりです。
坂田教育長	ほか、よろしいですか。
	(なし)
千代田保健所長	ありがとうございました。
坂田教育長	はい。それでは、どうもありがとうございました。お忙しいところ、申しわけございません。すみません。また、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。
	(千代田保健所長、公務のため退室)
坂田教育長	このコロナウイルス関連で、図書館の運用についても、ここは1つ制約が出てきているということでございます。本日、担当の副参事が来られていますので、ご報告をいただきたいと思います。
地域振興部副参事	はい。地域振興部特命担当副参事の大家でございます。お時間をいただきまして、ありがとうございます。 ただいま教育長からご案内がございましたように、区立図書館5館につきましては、ご案内のとおり、年間を通じて、多数の方がご来館いただいています。そういう意味では、区民の方を初め、区内外から不特定多数の方が相当数、日々来ていただいていると。年間の平均でいいますと、一番多いのが

日比谷図書文化館で、1日2,000人以上のご来館。また、この区役所本庁舎併設の千代田図書館でいくと、1,700人以上の方が来館いただいて、ご利用いただいている実態がございます。

今、保健所長からも新型コロナウイルスの状況について説明がございました。そして、区といたしましても、それに対応したソフト、ハード両面での対応、対策を始めているところでございますが、まずもって、図書館、日々、不特定多数のご利用者が多数いらっしゃいます。また、区民生活に与える影響、そういった多方面で検討した結果、図書館の利用について、大幅な制限を早急に実施するという方針になりました。

最短でいきますと、明後日から、区立図書館5館につきましては、基本的な利用、サービス提供は、本の貸し出しと返却、それと予約のみという形で、ご来館いただいて、図書館に入場しての閲覧をしたり、図書で資料で調べ物をしたり、閲覧席で勉強したりと、そういったご利用は休止するという形をとらせていただきます。

また、図書館に設置してあります貸し室、会議室、研修室等につきましては、これはニーズの問題でございますので、借りたい方の自主的な判断で、これは妨げるものではないので、そちらのご利用については継続するという形をとらせていただきます。

今、現場のほう、指定管理者制度をとっております。指定管理者のほうと、本日、詳細を詰めております。早ければ、明後日からそういった大幅な利用制限をするということを、まずもって、今日、教育委員会にご報告をさせていただきまして、詳細は別途ご案内、ご通知させていただきたいと考えております。

これは、なるべく早く、ホームページ等、区民の皆様を初め、広く周知は図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、貸し出しについては、今、一番多いのは、インターネット、パソコンですとかスマホとかからが多いのですが、ご高齢の方に限らず、家にそういった環境にない方、パソコンがないだとかスマホも持っていませんよという方については、電話でも受け付けておりますが、さらにちょっと調べたいのだといったときに、検索機が各図書館にございます。OPACと呼んでいる機械なのですが、それについては、受付は人を置いて、図書館、そこだけは開いておりますので、検索機は、そういった方の対応も含めて、使えるようにしたいと考えているところでございます。

いつまで制限をするのだというのが難しいところでございますが、周知としては、当面という形でとらせていただきます。今考えているのは、少なくとも3月いっぱい、そういったご利用にご不自由をかけますが、大幅な制限をしていきたいというふうに考えているところでございます。

報告は以上でございます。

はい。ありがとうございました。

何かご質問ございますか。よろしいですか。

坂田教育長

	金丸委員。
金 丸 委 員	今、検索機は使わせるという話でしたけれど、検索機はキーボードでたたくのですか。
地域振興部副参事	はい。
金 丸 委 員	そうすると、一回一回、それをアルコール消毒しなければいけないような問題も起きてきますよね。その辺の対策も十分にとりくださるようお願いします。
地域振興部副参事	はい。そこは、当然、消毒液等を置くなり、今、委員がおっしゃったような、どこまでできるかというのも含めて、十分な対応を考えてまいりたいと思います。
金 丸 委 員	ありがとうございます。
坂田教育長	はい。
	ほかにございますか。よろしいですか。
	閲覧についてですが、席はたくさんあるので、そこで座って確認する行為、本を開くのは、要はもうだめですということですか。
地域振興部副参事	そうです。
坂田教育長	書棚をぐるぐる回って、立ちどまって本を見ることは禁止でしょうか。
地域振興部副参事	はい。回遊してご覧になったり、閲覧席に座って調べ物をしたり、勉強する、そういったことはもう制限されて、もう、できませんということ。
坂田教育長	目当ての本があって、その本をとって、貸し出しのところに持っていくことはできないということですか。
地域振興部副参事	はい。そこは、やはり制限のかけ方で議論のあったところなのですが、そうなってくると、長く滞留される方や回遊される方、現場での規制が難しくなってしまうということです。
俣野委員	雑誌を読んでいるとか、新聞を読んでいるとか、そういうのは全て制限されると。
地域振興部副参事	はい。
坂田教育長	ソファに座っているのもだめなのですか。
地域振興部副参事	はい。
坂田教育長	はい。承知しました。そういう中身だそうです。
	ほか、よろしいですね。
	(了 承)
坂田教育長	はい。どうもありがとうございました。
地域振興部副参事	ありがとうございました。
中川委員	すいません。図書文化館にお茶を飲むお店がありますよね。あちらも休業となるのですか。
地域振興部副参事	ショップとレストランがございますが、これは指定管理者の判断に任せております。当然、利用のお客様が激減しますので、その期間は閉店せざるを得ない状況になるのではないかと考えておりますが、区から閉店しなさいと言うようなことはないです。

中 川 委 員
坂 田 教 育 長

はい。ありがとうございました。

さて、このような状況の中での学校、幼稚園、保育園、そして学童クラブ、児童館、私立も含めて、区内の子ども施設にどう対処していくかということでございます。

それで、政府から方針は出たとはいえ、相当ざっくりした内容だということもありますが、教育委員会の行事に関しては個別に判断していかなければなりません。一律に線を引くことは大変難しい。これから卒業式、入学式と記念行事が続くわけですが、そこに向けて、どう対応したらいいのかということ数を数日来ずっと検討してきています。

それで、一般的な注意事項は、もう既に各施設には行っているのですけれどね。つまり、手洗いだ、マスクだ、消毒だということと、余り人の多いところに行かないように、あるいは、不特定多数の集まるところには行かないようにと。外出を控えるようにというような、今まで一般的な話として伝えておいて、注意喚起はしてきたところですけども、ここに至って、もう少し具体性を持ったものにしなければいけないですし、現実に行事が目白押しというこの時期ですので、本日、この通知を出す予定であります。今お手元にある通知文です。私の名前で、「新型コロナウイルス感染症感染拡大に向けた学校への行事等の対応について」ということです。

まず、学校園にはそれぞれ学校医がおります。学校医の、先ほども私が話をしたのですが、学校医と施設との連携というと、通常、定期的な健診ですとかそういうところだけで、日常的な情報交換なりというのが余りなされていないというご指摘もいただいていたのです。各学校を見守ってくれるとうか、関心を持っていただく学校医の先生方とも情報共有しながら、物事を進めてくれと。

先ほど保健所長からもお話がありましたように、今、検査体制も、検査で陽性とわかって、それを治癒する薬も基本的にはないのです。だから、感染の拡大を延ばしていく、ピークを下げ、一気に押し寄せないようにするというだけのことになっているのです。

そんな状況の中なので、1 番目として、不特定多数が参加するような場は、つくってはいけないし、そこに参加してもいけないという趣旨でございます。

2 番目は、これは参加するほうですね、人混みが想定される場所には行かないようにと。子どもが学校に通ってくるのも満員電車で学校に来ざるを得ないので、学校を休校してくれというような意見も来ています。こういうご時世ですから、そういう意見もあるかもしれません。ということもあって、集団で動くときに、公共交通機関では行かないようにと。不特定多数が出入りする、相当の数の多い電車、バスを使つての移動というのはしないようにと。専用のバスも難しいところがあるので、バスの運転手さんが感染していたという例があるので何とも言いにくいのですが、可能性としては低いだろうということです。専用バスを禁止してしまうと、お茶小の今の仮の校舎に

行き来していることすら問題になるので、それは運転手さんが相当の注意を払いながら、罹患していないという状況の中での運転ということで対応していきます。借り上げについては、やむを得ないでしょうということ言っています。

具体的な事例で、今この段階ですが、延期・中止をするものと、事前に、相当注意を払いながらやるものと、というふうに分けています。注意を払いながらやるものについては、学校関係者のみの行事。学校関係者のみというのは、ここでいうところの先生と子どもと子どもの保護者です。それ以外に、一般の方を入れたりというのは、できる限りやめてもらうことということになっています。

研修会、保護者会、PTA行事がございます。それは、本当に不要不急のものであれば先延ばしもあるのですが、この時期どうしようもないという事情も各施設は抱えているので、そこはもう厳重な、要するに衛生管理をしながらやってくれということ。

あと、この時期、卒業遠足だったり、ちょっと遠出をするという遠足があるのですね。公園だと、新宿御苑、あと、世田谷の砧公園だったかな。後でこの行事の表を見ていただきますと出てくるのですけれど、専用バスで行くのであれば、とりわけ人混みの中に行くわけでもないの。北の丸公園、あるいは新宿御苑、そして砧公園という自然公園の中で、むしろ密閉していない空間ですから。人混みということもなければ、それはあり得るのかなということで、厳重注意をしながらも、実施してもやむを得ないというふうに思っております。今のところ。

そして、卒業式、卒園式、修了式、あと全校集会があります。ここも、卒業式、卒園式も、もう議論には上がっているところもありますよね。だから、その会場には子どもたちしか入れないで、その様子を映像で保護者がほかの部屋から見るとか。そこまでは必要があるかどうかはわからないけれど、要するに基本は余人を集めないというようなことも考えざるを得ない。

今のところ、卒業式、これはやることを可能にしながらも、どうやって厳重にやっていくかということを考えています。あと、入学説明会とかというのもそうです。

延期、中止するもの。これは先ほど言いましたディズニーランド卒業旅行だとか、鎌倉。鎌倉も今はちょっとすいているみたいですが、あるいは中華街に行くというようなところもありました。そうしたものは、基本中止。あと、公共施設、不特定多数が入ってくところへの社会科見学、あるいは公共交通を移動手段と考えていたような校外活動、あとは、学校関係者というのは先ほど言った3者ですけれども、それ以外、一般の方の利用も認められるようなものについては自粛してくださいというようなことでございます。

裏面に行事を実施する前の留意事項というふうに書いています。実施やむ

なしというケースであったとしても、衛生管理を徹底してもらいたいと。
③番目に、やるにしてもその行事内容についてはもう一回再検討してくれと
お願いしています。学校関係者以外の参加者はご遠慮いただくなり、あるい
は人数をぐっと絞るというようなこと。そして保護者についても、お父さ
ん、お母さんは仕方ないけれども、おじいちゃん、おばあちゃんまで呼ばな
くてもなというので、家庭に関しても参加者を一定の制限をする。大勢を集
めないということと、そのプログラム内容の時間を短縮するということど
す。

卒業式において、子どもたちが、教育委員の私たちの挨拶が聞きたいとは思
えませんが、ともに生活をしてきた校長先生の挨拶、これはやはり欠かせ
ないでしょうと。それ以外の人々の挨拶を見直して行って、なるべく時間を短
くするようにと。あと、卒業証書の授与をどうしようかなと思ったりするの
です。代表の生徒に渡して、あとはクラスで配るというのも、ちょっと気の
毒な気がしますが。というような事項を細かく判断していかなければいけな
いと思っています。

このように、コロナウイルスの感染拡大の防止に関する注意喚起、この私
どものスタンスを各校・園、そして、こういうものを出しましたよというこ
とを、私立の園に対してもしていこうと。

長 崎 委 員
坂田教育長

私立の保育園にもでしょうか。

そうです。認証だとか何とかというと、私どもが1回審査をして子どもを
入れたりしていますよね。

私立の学校については、これは東京都が直接管理をしているということか
らすると、監督官庁たる東京都がそういう文書を出すなり、それぞれが対応
するということになるのかなと思います。

児童館とか、あと放課後の学童クラブですね。これは民間委託しているわ
けです。それについても同様な考え方をしてくれと言わざるを得ないので、
それも参考として出すということです。

これが予防のための私どもの今考えられるところなのですが、それについ
てちょっとご意見をいただきたいというのがございます。

金 丸 委 員
坂田教育長

保護者が感染したというのも考えなければいけないですね。

そう。そうなのです。保護者が感染してしまった。その場合の学校の取り
扱い。それは学級閉鎖とか学年閉鎖とかということでは済まないかなと。学
校として当分の間、休業しなければいけないかなと。2週間とか5日間と
か。というふうに今思っていますし、1校ではなくて複数校それが出たとき
に、今、文科省のほうでは、1カ所でも出たときには、自治体の判断とし
て、そのエリア全体を休業してもいいですよというような話が出ています。
そういうふうに複数校出たときには、それはもう一斉に休業せざるを得ない
かなというふうに思っています。

金 丸 委 員

中学校に関しては、複数校という意味がなく、いろいろな人たちが行っ
たり来たりしているわけではないですか。1校出たら両方休校にしたほうが

合理的だろうと思うんですね。

坂田教育長 そうですね。また、児童館だとか学童も、決して1つの学校から子どもたちが集まっているわけではないですよ。

子ども支援課長 私立の学童、これはいろいろなところから来るですよ。

金丸委員 そうです。私立の学校に通ってらっしゃるお子さんもいます。

学童は、その家の保護者の家庭の実実は崩壊につながる危険性があるので。入れているからこそ共稼ぎができていますという状況がありますので。

坂田教育長 そうです。それで、一番難しいのは保育園。インフルエンザが多発しているからといって、休んだりしていないわけです。学校だったら学級閉鎖があったり学校閉鎖があったりするのですが、保育園は一応、今、全部受け入れているという状況です。それはまさに家庭崩壊につながらないようにやっているわけですよ。でも、保育園で子どもが感染したとした場合、保育園を休んでくださいと。どうですか、言えますか。

子ども支援課長 2週間ぐらい、お父さんやお母さんのどちらかが子どもを自宅を見て、どちらかが出る。それしかないですよ。

金丸委員 それだけではなくて、14日というのはもう余り当てにならなくなってきているではないですか。当初、国は14日と言っていましたけれど。もっと長いのだという話のほうが、今、有力になりつつあるですよ。

坂田教育長 はい。ということが課題として早急に考えなければいけないと思っています。

長崎委員 3.11のときは、保育園はどうしたんでしょうか。

子ども支援課長 親御さんが迎えに来るまで、保育園も学童も児童館も、皆そこに残らせました。

長崎委員 あのときは、金曜日だったではないですか。翌月曜日から開けたのですか。

子ども支援課長 開けました。

坂田教育長 そういいますので、通知文はこの内容でまず出します。また、いろいろ変化があるかと思いますが、そのことについてご承知おきください。

さて、それで、行事予定が今お手元にございます。この中で、各小学校、あるいはこども園、幼稚園、保育園、今、年度末に向けてこんなのがございますよということです。一応、今ここで実施といって事前に出してきていただいているものも、ここ数日の間に、もしかすると取りやめているものもあるかと思いますが。現場判断として、今の状況からね。これだけあって、ちょっとここはキーだと、ここはどうなのだろうと思うところがもしあれば、その理由について説明をさせていただきたいと。

俣野委員 23番と66番ですか。これは行く場所も一緒ですよ。学校によっては行けるといふところもあるのでしょうか。

坂田教育長 このグローバルゲートウェイ、各学校、学年は違うのかな、参加意向が出ているところ、あるいはもう既に行ってしまったところもあるよね。あるいは今回はやめておきますというところもあるでしょう。その辺の学校の意向

	を教えてください。
主任指導主事	現在、また最新の状況を確認させていただいているところですが、俣野委員ご指摘のところの学校については、実施となっているところも結果的には中止にするという、そういった報告をいただいていますので、同等の判断になっているというふうにご理解いただければと思います。
	以上です。
坂田教育長	中止の方向ですか。はい、わかりました。6年生校外学習。23番。 この九段中等の、41番、九段中等のUCLA海外派遣研修説明会、これは160人となっているのは、これは3月3日なのですけど。41番ね。
主任指導主事	そうです。UCLAに夏休みに行くのに、その申し込みをする生徒と、それとその親御さんということで、大体募集は20人なのですけども、競争率とかと考えると、そこで手を上げるのが40人とかとなったときに、その親御さんとか、あと去年行った子どもが説明するとかとなると、大体そのぐらいになってしまうのではないかなということです。
坂田教育長	例年、160人ぐらいは来るといふ。例年といふか、これは2回目なのですか。
主任指導主事	3回目です。多目に見て、そんなものかなと。
坂田教育長	わかりました。では、これはしょうがないかな。
金丸委員	すみません。もう1点だけ。謝恩会について。これは全くの無制限でいいのでしょうか。
坂田教育長	私がある学校に問い合わせをしましたところ、飲食は伴わないということで、短時間で終わりにするというようなことを考えている学校があるというのは確かです。まさに式典もそうなのですけど、これについても詰めていきたいと思います。 それでは、新型コロナ関係の件は以上です。

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 議案第3号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」

指導課

- (1) 議案第4号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
(2) 議案第5号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」

坂田教育長	それでは、すみません。議事日程の頭から順番に参ります。 まずは議案です。子ども総務課から、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価ということで、もう既に何度かの協議を経て今日に至っています。本日は最終ということです。よろしくお願いします。
-------	---

子ども総務課長	はい。それでは、議案第3号、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、最終報告書でございます。
	1月28日の教育委員会で協議ということでさせていただきまして、一部修正した箇所がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。
	7ページです。一番下の四角のところ、「事業実績を踏まえた課題及び現況と令和2年度予算への対応」というところで、上から4行目、「警察などの公共機関から」、前回の資料では「公共機関に」と書いてありましたが、
	「公共機関から講師を招き、」という形で、てにをはですけれども、修正を加えております。
	それから、もう1点直した箇所がございます。今度は22ページをご覧ください。22ページ、令和元年度教育に関する有識者会議の概要でございます。
	こちらの2、有識者会議の開催状況ということで、第1回目ですけれども、令和元年9月9日に実施したもので、和泉橋区民館ですけれども、当日、台風15号による公共交通機関の運転中止に伴い、有識者の出席は1名のみだった
	ということで、当日の状況について加筆をさせていただいております。
	修正箇所は以上でございます。よろしくお願いいたします。
坂田教育長	はい。ということでございます。微調整ですね。
	ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。
	(なし)
坂田教育長	はい。それでは、これ、最終の議決ものということになります。本案に賛成の方の挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
坂田教育長	ありがとうございます。全員賛成でございます。本案は可決いたしました
	次の議案に移ります。議案第4号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。よろしくお願いいたします。
指導課長	はい。それでは、議案第4号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。1枚目、2枚目、あわせてご覧ください。
	改正の趣旨につきましてでございます。給与の支給日につきましてですが、令和2年4月1日から導入が予定されている会計年度任用職員については、さまざまな勤務体系が予想されております。その結果、給与支給事務が煩雑になり、給与支給が滞ることのないようにする必要がございます。また、週休日等における給与日が一律前倒しの場合は、給料日が著しく早くなる場合、令和元年で言いますと7月12日になった場合がありますが、給与当月払いする観点から、給料日が著しく早くなることは給与事故につながりかねないということで望ましくないため、前後の最も近い週休日等ではない日に見直しを行うというものでございます。
	3枚目のほうをご覧ください。前回の協議の時点でもお出ししましたが、基本15日を中心に支払い日を考えているところでございますが、その日が土曜日の場合は前倒し。そして、2日間あく13日になる場合は、現行では

13日に支給だったのですが、先ほどの趣旨から16日、1日後のほうにすることになっているところでございます。すなわち15日を基本として、2日以上ならないようにということで調整をするということでございます。

それと、続きまして（2）番でございます。臨時的任用職員の病気休暇取得時の給与減額についてでございます。こちらのほうは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正の趣旨を踏まえまして、臨時的に認容された職員が病気休暇を承認され勤務しないときに、給与の減額を行う旨の本項の規定を削除するというところでございます。

改正概要2番の改正概要につきましては、第4条第1項につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。第11条第3項につきましては、先ほどこれも申し上げました、給与の減額を行う旨の本項の規定を削除するというところでございます。

施行は令和2年4月1日でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

坂田教育長 はい。これも前回協議をしてきたところでございますが、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（な し）

坂田教育長 はい。それでは、これは議案でございますので、採決をいたします。本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成全員でございます。したがって、本案は可決いたしました。

それでは、次の案件に参ります。議案の第5号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。指導課長、お願いします。

指導課長 はい。それでは、議案第5号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改定に伴い、規則を一部改定するものでございます。給与条例については、令和元年第4回区議会定例会において、令和元年特別区人事委員会勧告に基づく公民較差解消を図るための給料表及び勤勉手当の改定を行いました。

資料のほうをご覧ください。2枚目です。改正の趣旨ですが、今申し上げたとおり、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に合わせ、勤勉手当の支給月数の改正を行うものでございます。

2番、改正概要ですが、第4回区議会定例会で可決されました条例の規定どおり、改正条例第1条で引き上げた勤勉手当の支給月数、いわゆる12月期を0.15月引き上げたというものを、改正後におきましては6月と12月期に等分に割り振る改正を行うというものでございます。

施行は令和2年4月1日でございます。よろしくお願いいたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

ということで、勤勉手当に関する規則改正でございます。ご意見、ご質問

坂田教育長	がございましたらお願いいたします。よろしいですか。 (な し) はい。それでは、採決いたします。本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
坂田教育長	はい。ありがとうございました。賛成全員でございますので、可決をいたしました。どうもありがとうございます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 令和2年第1回区議会定例会の報告

子ども支援課

(1) 令和2年4月保育園等入園二次審査結果

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等(令和2年1月)

(2) 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果

坂田教育長	続きまして、報告事項に入ります。 まずは令和2年第1回区議会定例会の報告についてです。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。それでは、第1回区議会定例会の報告をさせていただきます。 まず最初に、定例会の日程でございます。まだ、現在、案ということでございますけれども、20日に招集されまして、今回は予算議会でございますので、予算の分科会、それから総括質疑が行われ、最終日は3月19日の予定となっております。よろしくお願いいたします。 それから、次に参りまして、区長の招集挨拶です。こちらのほうは初めに新型コロナウイルス対応について、それから共生社会ということで、共生の理念が世の中に浸透してきているというところがございます。 そういったご挨拶がありまして、その後、5ページ、6ページになりますけれども、予算案についてということで、予算の概況、それから10年間の財政見通しということで、これまでのさまざまな取り組み、特に行財政の効率化、歳出削減や財源確保ということで、安定した行財政運営を行っているというふうなことでございます。 それから12ページ以降に、予算の重点的な取り組みということで、子どもに関する取り組みにつきましては、めくっていただきまして、13ページ以降ですけれども、保育園・学童クラブの待機児童対策、それから病児保育事業、さらに16ページに行きますけれども、今後の本区の共育推進に関する基本的な方向性ということで、3点に絞って触れているという形です。 これ以降、保健福祉に関する取り組み、それから災害対策に関する取り組みなどについて述べているということです。さらに、全体の2番目として、25ペ

ーじ以降ですけれども、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、さらに旧九段坂病院の跡地の取得交渉についてということで、こういった形で述べているということでございます。

詳細については、後ほどご確認いただければと思います。

それから、続きまして、代表質問、一般質問の発言通告の状況でございます。教育委員会に係るところのみご案内をさせていただきます。

2ページ目でございます。公明党の代表質問で、ICT教育についての質問が行われる予定です。それから一般質問に入りまして、一般質問2番目、大串議員から、適応指導教室「白鳥教室」のあり方について。それから、めくっていただきまして3番目、山田議員から、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、子どもたちに教育的なレガシーを残すべきというところで、質問がある予定でございます。

それから、6番目、牛尾議員から教員の長時間労働・多忙化の解消についてと、安心できる保育現場のためにということで質問がされる予定です。それから、めくっていただきまして、9番目、西岡議員から子育て施策ということで、病児保育、病後児保育、ショートステイ、それから施設開設時のプロセス及び情報共有のあり方についてという質問が行われる予定でございます。

教育委員会に関する質問は以上でございます。また、ほかのところについては後ほどご確認をいただければと思います。

以上、第1回区議会定例会の報告でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

今のところ、まだ各会派の質問の中身は、まだ私も承知しておりません。通告ということで、表題が、題名だけが来たということで、後ほどこの、区長の招集挨拶もご覧いただきたいと思います。

今この時点でお気づきのことがございましたら。とりわけございませんか。

(なし)

坂田教育長

はい。では、後ほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告事項の2点目ですね。子ども支援課から、令和2年4月保育園入園二次審査結果について。新井課長。

子ども支援課長

はい。それでは、教育委員会資料をご覧ください。この4月の保育園の二次審査結果です。一次は前回ご報告させていただいたのですけれども、保育園の二次入園審査の状況につきましてご説明させていただきたいと思っております。

令和2年の二次につきましては、1月4日から2月14日まで受け付けをいたしまして、二次の入園申請に基づきまして、2月20日、先週、入園審査のほうを実施いたしました。結果につきまして、この以下の表のようになっております。

まず、希望者数です。令和2年の一次調整継続者数。一次で、もう相当数

の方、600人以上は決まっているのですけれども、この126人がまだ決まっていなかったという方です。二次の申請申込者数は、二次から申し込んだ方は38名だけでした。そうしまして、二次選考者数の合計が164名というふうになったわけです。

下の平成31年度と比べますと、二次選考者数合計だけを見ていただくと、66名も少なくなっているということで、ここでも、やはり園が大分できておりますので、皆さんお入りになっているのだなということがわかります。

次の保育施設の募集合計人数です。ここは計のところを見ていただきますと、合計では210名、210名分があいていますよということです。しかし、多くあいているのはこの4歳と5歳というところが多くて、見ていただくとわかるのですけれども、3歳に関しては、二次選考者数、合計42名もいたのに、3歳はたった4名でどうしたのかなとか、そういったような疑問がおありかと思います。

この希望者数の164名の方の中には、内定しているのだけれども、ここではないところへ行きたいとか、あとは転所留保ですね。今入っているのだけれど違うところに行きたい。あとは特定、もう、どうしてもこの1園しかだめ。せめてこの2園しかだめというような方と、さまざま含まれておりますので、実際どこも行くところがないという方はそんなにいらっしゃらないのと、0・1・2の中には、もうちょっと育休をとりますという方で辞退をされたような方もおりまして、全体、内定辞退ですとか取り下げ等を含めますと、26名くらいの方は辞退、取り下げをされているのです。

そこで、全てもう勘案いたしまして、私立園のほうに、区立は一次の時点で弾力をとっていただいたのですけれども、私立等に少し弾力等をとっていただいたりとかというような努力をいたしまして、3歳は、幼稚園へ行かれたりとか、さまざまな手法で皆さんほとんど入っているというような状況です。

最後の、この二次の審査内定者数です。ここは、二次の審査の結果につきましては、きょう保護者の方々にご通知させていただきました。令和2年4月入園、57名、平成31年と比べますと、4名くらい多く内定が出ております。しかし、ここでも内定していたところをやめますだとか、3歳だと幼稚園へ行きますし、私立の幼稚園に行きますとか、さまざまな現状がありまして、まだ動いているところなのですが、4月に入ってからまた違った形で、ご報告させていただきます。

ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(なし)

坂田教育長

はい、わかりました。

それでは次の案件に参ります。指導課からです。いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況です。よろしくお願いします。

主任指導主事	1 月度のいじめ、不登校、適応指導教室の状況についてご報告いたします。 いじめの報告数としては、3 年生で 1 名ふえておりまして、合計 21 名、今年度解消数もあわせて累計で 32 名というふうになっております。 こちら、中身、内容については、ちょっと個人が特定されるおそれがございますので、この場では省略させていただきます。 不登校者数につきまして、3 年生で 1 名、5 年生で 1 名、6 年生で 3 名、中学 1 年生で 2 名、中学 3 年生で 2 名、また後期課程、中等 6 年生で 1 名ふえて、合計 91 名と、前月より 10 名の増加となっております。この時期の増加、前回もそうなのですが、1 年間かけて少しずつ休んできたところが積み上がってきて、30 日を超えたということが多くなっております。学年ごとの詳細は割愛させていただきますが、主な理由としては、生活習慣の乱れから休みが多い。また、家庭の都合で休みが多い。また友人関係の不安で休みが多いとか、また、朝になるとどうしても気持ちが悪くなって行けなくなっているというような、そういったことが主な理由として挙げられます。 続きまして、適応指導教室の利用状況についてでございます。先月 6 名の利用実績がございましたが、今回は 4 名の実績となっております。これは先月の 6 名の中に含まれる 4 名でございます。また、この先月の 6 名の中から、1 名は登校復帰、学校のほうに復帰を果たしているということでございます。 報告は以上です。
坂田教育長	はい。という内訳だそうです。 続きまして、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果でございます。指導課、よろしくお願いいたします。
主任指導主事	令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、また 5 歳児の体力、運動能力の結果についてご報告いたします。 こちらにつきましては、小学校、中学校等については、前回、9 月に報告をさせていただいたところなのですが、今回、全国の結果も出ておりますので、その補足というような形になります。全国は小学校 5 年生、中学 2 年生で毎年実施しておりまして、この 2 つの学年の男子、女子の結果をまとめたものです。区の平均値が全国を上回っているものについては黄色で告示をさせていただいております。また、あわせて 5 歳児の体力・運動能力の結果についてもご報告をさせていただきます。 まず小学校についてですが、5 年生男子については、調査項目 8 項目のうち 7 項目で全国を上回っております。また、女子は調査項目 8 項目のうちで 6 項目全国を上回っております。 続きまして、中学生、中学校についてです。男子は調査項目 9 項目のうち 7 項目で全国を上回っております。女子についてですが、調査項目 9 項目のうち 5 項目で全国を上回っているのですが、体力の合計点という見方をしていくと、全国との平均を下回っているという結果が出ております。

	続きまして5歳児の体力運動能力の結果についてでございます。全体的に体支持持続時間と両足連続跳び越しというものが東京都の平均を下回っています。それ以外は東京都の平均を上回っている、または同等であるという結果が出ております。特にこの大きな開きがあったところについては、体支持持続時間というところで、全体の平均値は40.9秒というところで、これについては東京都の平均を下回っているというところが、グラフのほうからおわかりかと思います。 また、オリンピック・パラリンピックの取り組みを通して、子どもたちがトップアスリートと触れ合って体験する経験、そういったものも行っておりますので、そういったものも今後継続しつつ、子どもたちの体力増加、また体力の維持に努めていきたいと思っております。 報告は以上です。
坂田教育長	はい。ありがとうございました。 という状況でございます。ご意見がございましたら。
長崎委員	長崎委員。 すみません。この5歳児というのは、幼稚園、こども園に通っている子たちということですか。保育園に通っている子はやっていない調査なのでしょうか。
主任指導主事	はい。そのとおりです。
坂田教育長	はい。よろしいですか。 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。 (なし)
坂田教育長	はい。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(3月5日号)掲載事項

子育て推進課

(1) 住民監査請求について

坂田教育長	その他案件に参ります。 教育委員会行事予定表と広報千代田です。
子ども総務課長	では、2点続けて参ります。 教育委員会行事予定表です。本日、定例会でございます。明日、麴町中学校の研究発表会、文科省で予定されています。 それから、下へ行きまして、3月2日、雅楽教室、宮内庁で実施予定です。 それから、3月7日、九段中等教育学校卒業式、翌3月8日、神田一橋中学校通信課程の卒業式です。

裏面に参りまして、3月10日、教育委員会定例会でございます。

それから、3月14日、各保育園の卒園式。3月18日、各幼稚園・こども園修了式。3月19日、各中学校卒業式。3月24日、教育委員会定例会。3月25日、各小学校卒業式という形で、行事、先ほどこちよつと話題になっておりますけれども、式典が続くという形でございます。

それから、3月5日号の広報原稿でございます。こちらのほうは、上のほうにございますけれども、私立認可保育所開設のお知らせ。それから4番目に九段中等教育学校吹奏楽部の定期演奏会がございます。

それ以外は、児童館、それから文化振興、それからスポーツ関係の行事の予定で、もう新年度の予定が告知されるという形になっております。

ご報告は以上です。

坂田教育長

はい。という予定でございます。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、子育て推進課、住民監査請求についてでございます。お手元に監査請求の請求書の写しがあったかと思います。

実は、2月18日付で住民監査請求がありました。違法、不当な公金の支出ではないかということですね。

今、三番町、九段小学校のごく近所で保育園を公募して、提案させていただいて、このglobal社というところがその民地を借りて、そしてそこに建物を建てて、保育園を運営すると。今、工事している最中なのですが。

global bridge社というのですが、事業者を選定する際には、事業が継続的に運営できるだけの資産があるということが必要ですが、そもそもこのglobal bridge社というのは子会社で、ホールディングスという親会社があって、そこの連結決算というのですかね。親会社のほうが赤字なのに、子会社のほうだけで経営基盤を評価してしまって、それでいいというのはおかしいではないかというご指摘です。

ただ、この保育事業者は、都内で20カ所ぐらい保育園を運営しているところなのです。それは安定的に運営もしておるし、その親会社の資産までを認定の判断基準にしろとは、都の認可の中でも言っていないので、東京都にも確認したのですが、その必要性は特段ないということではあるのですけれど。

そういうことで、今、監査請求が出ておりまして、60日以内かな、監査の結果を報告しなければいけないということで、こちら書類をつくったりしなければいけないのですが、後でお読みいただいて、またいろいろお知恵を拝借したいと思います。よろしくお願いいたします。

俣野委員

こういう監査請求が出ると、工事はとまってしまうのですか。

坂田教育長

いや、当然にはとまらないですね。

俣野委員

審査のときに東京都で問題ないと言われても、やはり親子会社であれば、いかにでも数値を調整できますよね。

坂田教育長

だと思うのですけれど。そこまでは見る必要がないというのが東京都の見

	解なんですよ。
金 丸 委 員	子会社が、親会社によって経営を影響されないのだという実態があるのだ というところぐらいまでは押さえておかないと、まずいのかなと思います。
俣 野 委 員	今までのいろいろな事情があるのでしょうかけれども、監査請求の言ってい ることは間違いではないような気もするのですよね。民間の立場から見 ると。
金 丸 委 員	正直言って、私もこれを読んだときに、理屈としては通っているのですよ ね。
俣 野 委 員	通っているのですよね。本当にそう思います。
金 丸 委 員	そういう意味で、丁寧に答弁しておかないといけません。
坂 田 教 育 長	はい。ありがとうございます。場合によっては長引くかもしれません。ま たよろしくお願いします。 教育委員さんからの情報提供がございましたら、お願いします。 (な し)
坂 田 教 育 長	はい。 それでは、以上をもって、本日、日程は全て終了いたしました。本日の定 例会をこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。